

令和 7 年 7 月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和 7 年 7 月 29 日 開会

令和 7 年 7 月 29 日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和 7 年
7 月 定 例 会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

7 月 2 9 日 (火)	○開 会	5
	○開 議	5
	○会議録署名議員の指名	5
	○会期の決定	5
	○議事日程の報告	5
	○諸般の報告	5
	○行政報告	6
	○議案第 1 6 号～議案第 2 0 号の上程、説明	7
	○一般質問	1 1
	1 3 番 浦 田 充 議員	1 1
	○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 5
	○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 6
	○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 7
	○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 7
	○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 8
	○管理者のあいさつ	1 9
	○閉 会	1 9

☆

署名議員	2 1
参考資料	
議決結果一覧表	2 3

埼玉県央広域事務組合告示第15号

令和7年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月22日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

1 期 日 令和7年7月29日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 1 5 名

1 番	藤 村 孝 志 議員	2 番	矢 島 洋 文 議員
3 番	芝 寄 和 好 議員	4 番	須 山 陽一朗 議員
5 番	渡 邊 広 美 議員	6 番	永 井 司 議員
7 番	滝 瀬 光 一 議員	8 番	諏 訪 三津枝 議員
9 番	潮 田 幸 子 議員	1 0 番	金 澤 孝太郎 議員
1 1 番	秋 谷 修 議員	1 2 番	糸 井 政 樹 議員
1 3 番	浦 田 充 議員	1 4 番	工 藤 日出夫 議員
1 5 番	島 野 和 夫 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和 7 年 7 月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第 1 日

令和 7 年 7 月 2 9 日（火曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1 6 号～議案第 2 0 号の上程、提案趣旨説明
- 6 一般質問
- 7 議案第 1 6 号の質疑、討論、採決
- 8 議案第 1 7 号の質疑、討論、採決
- 9 議案第 1 8 号の質疑、討論、採決
- 1 0 議案第 1 9 号の質疑、討論、採決
- 1 1 議案第 2 0 号の質疑、討論、採決
- 1 2 管理者のあいさつ
- 1 3 閉 会

○出席議員 15名

1 番	藤 村 孝 志	議員	2 番	矢 島 洋 文	議員
3 番	芝 寄 和 好	議員	4 番	須 山 陽一朗	議員
5 番	渡 邊 広 美	議員	6 番	永 井 司	議員
7 番	滝 瀬 光 一	議員	8 番	諏 訪 三津枝	議員
9 番	潮 田 幸 子	議員	10 番	金 澤 孝太郎	議員
11 番	秋 谷 修	議員	12 番	糸 井 政 樹	議員
13 番	浦 田 充	議員	14 番	工 藤 日出夫	議員
15 番	島 野 和 夫	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	並 木 正 年
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	矢 澤 欣 子
参事兼事務局長	武 田 昌 行
消 防 長	千 村 茂
本 部 次 長	原 田 正 美
副 参 事 兼 予 防 課 長	坂 卷 泰 弘
鴻巣消防署長	青 木 秀 昭
桶川消防署長	岡 田 正 夫
北本消防署長	森 正 幸
消防総務課長	島 田 英 樹
警 防 課 長	高 柳 禎 胤
救 急 課 長	岩 崎 徳 生
指 令 課 長	相 原 健 治
総 務 課 長	鈴 木 浩 一

○本会議に出席した事務局職員

書 記	塩野谷 剛 史	書 記	福 島 大 輔
書 記	木 持 裕 子	書 記	関 口 和 樹

(開会 午前 9時04分)

◎ 開 会 の 宣 告

芝 寄 和 好 議 長 ただいまから令和7年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

芝 寄 和 好 議 長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

芝 寄 和 好 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
4番、須山陽一朗議員、15番、島野和夫議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

芝 寄 和 好 議 長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、7月29日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝 寄 和 好 議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は7月29日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

芝 寄 和 好 議 長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

芝寄和好議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和6年度3月分及び4月分並びに令和7年度4月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、去る7月2日、3日に実施いたしました令和7年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察の報告書は、次回の議会時に応接室にて御覧いただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきましては、書記を通して報告させます。

塩野谷書記。

〔書記朗読〕

芝寄和好議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

芝寄和好議長 日程第4、行政報告を行います。

武田参事兼事務局長から行政報告を求めます。

武田参事兼事務局長。

〔武田昌行参事兼事務局長登壇〕

武田昌行参事兼事務局長 それでは、令和7年第1回臨時会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、令和5年8月4日、上尾市大字壺丁目地内で発生いたしました北本消防署高規格救急自動車の交通事故につきましては、令和7年第1回臨時会において、保険会社間で示談に向けた協議が継続中であることをご報告いたしましたが、現在においても協議が継続しております。今後は、進展がありましたらご報告させていただきます。

次に、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業につきましてご報告申し上げます。当消防本部が運用している消防緊急通信指令施設は、機器の老朽化に加え、現在使用しているNTTドコモの3G-FOMA回線が令和8年3月31日に終了することや、NTT119番通報回線等が光IP化されるなどの新たに通信環境に対応していないことから、令和7年度から8年度にかけて対応可能な施設に更新することとしております。更新に当たり、業者選定は公募型プロポーザル方式を採用し、令和7年4月に募集を開始した結果、2社から応募がありましたが、いずれの業者もプレゼンテーション実施前に辞退し、プロポーザルは不調に終わりました。この状況を受け、改めて全ての指令装置メーカー及び埼玉県を担当する代理店に情報提供依頼を実施した結果、1社から要求水準を満たす提案がございました。今後、当該事業者を候補者として協議を行い、令和7年11月定例会での契約議案提出に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和7年4月1日から本年6月30日までの3か月間の利用状況についてですが、火葬件数は749件で、前年度の同時期と比較して29件の減少、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約10件となっています。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場、第2式場を合わせて前年度同時期と同数の141件で、1日当たりの利用件数は約1.9件となっています。

小動物の火葬件数につきましては360件で、前年度の同時期と比較して17件の増加、1日当たりの利用件数は約4.8件となっています。

以上、行政報告とさせていただきます。

◎ 議案第16号～議案第20号の上程、説明

芝寿和好議長 日程第5、議案第16号から議案第20号までの5件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 本日ここに、令和7年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

今定例会におきましては、5件の議案を提出させていただいております。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案は、鴻巣市議会の令和7年6月定例会において、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が7月1日に議決されたことを受けまして、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として部分休業制度の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案も鴻巣市議会の令和7年6月定例会において、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が7月1日に議決されたことを受けまして、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について新たに規定するものでございます。

次に、議案第18号 工事請負契約の締結について（桶川西分署庁舎建設工事「建築」）でございます。今回の桶川西分署庁舎建設工事「建築」は、第6次消防力等整備計画に基づき実施するもの

で、このたび契約の締結準備が整いましたので、請負金額 5 億 1,480 万円で株式会社タナベ建設と工事請負契約を締結するものでございます。

次に、議案第 19 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）でございます。今回整備をいたします消防ポンプ自動車は、北本消防署に配備するもので、このたび契約の締結準備が整いましたので、取得金額 7,555 万 9,000 円で帝商株式会社埼玉営業所と契約を締結するものでございます。

次に、議案第 20 号 令和 7 年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

本案は、令和 7 年度における第 2 回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 27 万 2,000 円を減額し、その総額を 57 億 1,097 万 6,000 円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当からご説明いたします。どうか慎重なるご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

芝寿和好議長 次に、議案第 16 号から議案第 20 号の細部説明を求めます。

武田参事兼事務局長。

〔武田昌行参事兼事務局長登壇〕

武田昌行参事兼事務局長 それでは、議案第 16 号から議案第 20 号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第 16 号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、2 時間を超えない範囲内で取得できる部分休業を第 1 号部分休業と改め、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するほか、新たに第 2 号部分休業を設けることで、1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で部分休業を取得できるようにするものです。また、部分休業の請求期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、対象職員は第 1 号部分休業、または第 2 号部分休業のいずれかの取得形態を選択できるようにするものでございます。

次に、議案第 17 号 埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。改正内容を説明する前に、令和 7 年第 1 回臨時会においてご承認いただきました本条例の改正内容に誤りがあったことについてご報告申し上げます。

本条例の第 16 条第 1 項の本文中、「第 21 条第 1 項において配偶者等という」とすべきところ、「第 22 条第 1 項において配偶者等という」と誤って記載しておりました。「配偶者等」の字句が使用されている条文は第 21 条のみであるため、条例の解釈に影響は出ていないとの判断から、本議案での報告とさせていただきます。深くおわび申し上げますとともに、今後はこのような誤りが生じないよう確認作業において細心の注意を払ってまいります。

なお、当該箇所につきましては、本来であれば訂正すべきところではありますが、今回の改正により条ずれが生じ、第 21 条が第 22 条に繰り下げとなることから、訂正は不要となっております。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。本案は、人事院規則の改正に伴い、妊娠、出産の申し出をした職員に対する出生時両立支援制度等に係る意向確認等の措置及び3歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度に係る意向確認等の措置を講じることを規定するものでございます。

次に、議案第18号 工事請負契約の締結について（桶川西分署庁舎建設工事「建築」）についてご説明申し上げます。桶川西分署は、昭和53年3月の開署以来、桶川市域における高崎線西側の消防活動の拠点として地域の安全を守ってきたところでございます。しかしながら、庁舎敷地が一級河川の江川に隣接していることから、近年の台風等の大雨に伴い、江川の増水により周辺の道路が冠水し、災害出動ができない状況となることがあり、事前に近くの桶川サンアリーナに移動し待機するなど、応急的に対応しております。

また、竣工から47年が経過し、施設の老朽化や機能の不足などの解消すべき課題も多くあったことから、大雨時においても安全かつ迅速な出動が可能となる江川から約500メートル西側の県道沿いの敷地に災害活動拠点としての機能を充実させた新たな桶川西分署を建設するものでございます。

なお、庁舎の移転に関しましては、配布いたしました参考資料でご確認ください。

工事の内容は、庁舎建設工事及び外構工事で、工期は令和8年9月30日までの約14か月間とし、面積は敷地面積2,314.42平方メートル、延べ床面積787.15平方メートル、事務所棟は鉄筋コンクリート造2階建て、面積565.02平方メートル、車庫棟は鉄骨造2階建て222.13平方メートルとなっております。新たな機能といたしましては、女性職員が宿直勤務できる環境を整えるほか、事務所棟には多目的室やトレーニング室、屋上には太陽光発電パネルを設置します。また、車庫棟には消防車、救急車、広報車を1台ずつ駐車できるスペースを確保した上で、救急消毒室や乾燥室、ロフト式倉庫などを配置いたします。そのほか庁舎前に広いスペースを設けるとともに、連結送水管や放水壁を設置することで多種多様な訓練を行うことができます。

資料の2ページ、建築パースを御覧ください。左下は鳥瞰図、右の2枚は県道から見た正面図及び事務室となります。

最後に、関連工事につきましては、電気設備は請負金額1億3,631万6,400円で、北本市の深井電気株式会社と、機械設備は請負金額7,605万1,800円で鴻巣市のミヤザワ工業株式会社とそれぞれ契約するものでございます。

次に、議案第19号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）についてご説明申し上げます。現在、北本消防署に配備している消防ポンプ自動車は、令和7年12月で初年度登録から16年が経過いたします。消防ポンプ自動車の車両更新年数は、第6次消防力等整備計画において15年としているところ、走行距離や車両の状態等を考慮し、延長して運用していましたが、今回更新整備するものでございます。

取得する消防ポンプ自動車は、火災事案及び救助事案に対応するため、救助資機材等を積載した

救助隊が運用する車両となっております。特徴といたしましては、ポンプ車の限られたスペースに効率よく救助資機材を積載できる仕様となっております。資料として入札結果と消防ポンプ自動車（CD—I型）の概要を添付しております。

資料の2ページを御覧ください。車両諸元でございますが、オートマチックトランスミッションの4輪駆動方式としており、乗車定員につきましては5名となっております。

続いて、3ページを御覧ください。1、取付品及び取付装置でございますが、ポンプ操作に必要な計器類や各種電子装置の機能集中操作スイッチ等となっています。

2、附属品でございますが、これは消防ポンプ自動車として必要な吸管、消火栓開閉金具、三連はしご、照明器具等となっています。

3、積載品でございますが、現場活動に必要な耐火シート、特殊ノズル、かぎ付はしごのほか、救助活動に必要な油圧資機材等となっています。

次に、議案第20号 令和7年度埼玉県中央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。歳入でございますが、5款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入は、予算25万1,000円に対し、災害対応多目的車が177万8,278円で売却できたことから152万8,000円を増額するものです。

10款組合費、1項組合債、1目消防債は、事業費の確定により事業債180万円を減額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、初めに2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24節積立金、財政調整基金積立金の252万2,000円は、一般財源減額分を積み立てるものでございます。

続きまして、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、17節備品購入費は、警防課の災害時オペレーションシステムの事業費の確定により39万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、2目消防施設費、17節備品購入費は、警防課のトイレカー及び救急課の高規格救急自動車と高度救命処置用資機材の事業費の確定により239万8,000円を減額するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

芝 崙 和 好 議 長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時28分）

（開議 午前10時23分）

芝 崙 和 好 議 長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

初めに、消防長より発言を求められておりますので、許可いたします。

消防長。

千村 茂消防長 先ほど議案調査の中で議案第18号 工事請負契約の締結について（桶川西分署庁舎 建設工事「建築」）の中での質問で、人員配置、特に女性職員の人員配置等についての答弁の中で、来年度「令和8年4月1日の人事異動」というふうにお答えいたしましたけれども、「令和9年4月1日」で訂正させていただきたいと思います。

芝崙和好議長 ただいまの発言の訂正の申出についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については、議長に一任願います。

◎ 一 般 質 問

芝崙和好議長 日程第6、これより一般質問を行います。

通告により質問を許可いたします。

13番、浦田充議員の質問を許します。

浦田充議員。

〔13番 浦田 充議員登壇〕

13番 浦田 充議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番、浦田充です。早速一般質問を始めます。

今年度で県央みずほ斎場の現在の指定管理期間が終わります。この機会に県央みずほ斎場の現状を把握したいと思い、質問します。

件名1、県央みずほ斎場の施設について。

要旨1、建物の現状と課題を伺います。

要旨2、設備の現状と課題を伺います。

要旨3、過去5年の修繕、改修実績とその費用を伺います。資料を配布してください。

要旨4、バリアフリーの対応状況と課題を伺います。

要旨5、今後の大規模改修等の計画を伺います。

件名2、県央みずほ斎場の指定管理について。

要旨1、現在の指定管理期間各年度のモニタリング結果と評価を伺います。モニタリング結果の資料配布をお願いします。

要旨2、新年度の指定管理者募集状況を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

芝崙和好議長 順次、答弁を求めます。

総務課長。

〔鈴木浩一総務課長登壇〕

鈴木浩一総務課長 件名1、要旨1から要旨5、件名2、要旨1から要旨2について順次お答えいたします。

初めに、件名 1、要旨 1 についてお答えいたします。県央みずほ斎場は、平成10年 4 月に供用を開始してから27年が経過し、建物の経年による劣化が現れております。具体的には、建物の外壁の目地の劣化や亀裂、屋上防水の劣化、建物内部では待合室の扉に不良箇所がございます。課題としては、大雨のときに建物の雨漏りを幾つかの箇所で確認しております。劣化箇所からと思われますが、雨漏りの原因となる場所の特定は困難な状況となっており、全面的な改修が必要であると考えております。

次に、要旨 2 についてお答えいたします。建物と同様、設備についても経年による劣化が現れております。具体的には、空調設備の故障が数回発生しております。課題としては、様々な設備や機器の故障に対して、部分的な修繕で施設運営に支障を来すことのないように対応ができておりますが、空調設備につきましては老朽化に加え、熱源が灯油であることから、環境配慮などの観点から他の熱源機器へ入替えを検討する必要があると考えております。

次に、要旨 3 についてお答えいたします。一般質問資料 1 にございますとおり、令和 6 年度から過去 5 年間の修繕実績についてですが、令和 6 年度は7,087万6,499円、5 年度は1,805万6,500円、4 年度は2,240万1,555円、3 年度は2,602万6,550円、2 年度は3,549万7,000円でございます。修繕には機能維持のための予防的な修繕と故障等による緊急的な修繕がございます。予防的な修繕としては、毎年度実施している火葬炉設備修繕があり、令和 6 年度実績では6,270万円の修繕料となっているほか、計画的に実施している照明のLED化修繕が 3 件ございまして、合計で約345万円となっています。一方の緊急的な修繕としては、同じく令和 6 年度実績では車寄せキャノピー漏水補修及び点検口設置修繕を約264万円で実施しております。車寄せキャノピーは、斎場の屋外通路に架かる屋根のことで、漏水のあった箇所はみずほ斎場へご遺体を運び入れる正面入り口付近で、漏水の程度も大きかったことから修繕を実施いたしました。

次に、要旨 4 についてお答えいたします。県央みずほ斎場は、段差の少ない施設ではございますが、6 室ある待合室のうち 4 室は洋室で、バリアフリーとなっております。また、平成26年度に正面玄関付近に身体障がい者用の屋根付きの駐車スペース 2 台分を設け、お体に不自由のある方や高齢者の方などへの対応を行っております。

一方の課題ですが、待合室の 2 室と第 1 式場及び第 2 式場に併設される控室は、入り口に段差のある和室となっております。こちらについては、それぞれの用途を考慮しながら利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。また、トイレについては、身体障がい者用のトイレを完備しておりますが、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレの設置を検討してまいります。

次に、要旨 5 についてお答えいたします。県央みずほ斎場の大規模改修工事は、平成29年度に策定した公共施設等総合管理計画及び令和 2 年度に策定した個別施設計画に基づき実施するものです。

経緯といたしましては、令和 2 年度に県央みずほ斎場大規模改修工事基本計画及び県央みずほ斎場大規模改修基本設計を策定し、これらを経て令和 8 年度に大規模改修に向けた実施設計業務委託

を予定しており、大規模改修工事は令和9年度から10年度の2か年度にわたる継続事業として計画しているものでございます。主な工事概要といたしましては、外壁改修、屋上防水、空調設備の改修を予定しております。

次に、件名2、要旨1についてお答えいたします。指定管理者モニタリングは、指定管理者モニタリング実施要領に基づき実施しております。具体的には、現在の指定管理者である県央みずほ斎苑管理グループに対して四半期ごとのモニタリングを実施し、最終的に年度の評価を行っております。

一般質問資料の2を御覧ください。令和3年度から6年度のモニタリング評価をまとめた資料です。まず、資料について説明いたします。資料は分類、評価対象、評価の平均点を表しております。

例として、最上段の業務従事者の要件等の評価項目は2項目あり、令和6年度の評価は平均4点であることを表しています。

続いて、評価方法については、評価対象49項目に対し、優れている場合は5点、やや優れているが4点、良好が3点、やや劣っているが2点、劣っているが1点とし、245点を満点として評価しております。結果は、令和3年度が187点で76.3%、4年度から6年度が184点で75.1%とおおむね高い点数、評価となっております。こうした結果から、適切に施設の管理、運営がなされていると評価しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。令和7年6月2日から6月30日までの間、組合ホームページ等で募集記事を掲載し、募集要項の配布を実施いたしました。6月27日には県央みずほ斎場において現場説明会を開催し、6社の参加がございました。申請の受付は、令和7年7月28日から8月1日まで行っており、現在受付期間中でございます。

以上でございます。

芝 崙和好議長 浦田充議員。

13番 浦田 充議員 ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、件名1の要旨2に関して、火葬炉の修繕費用が大きく目立っていますが、今後の火葬修繕の見通しと金額はどのくらいを見込んでいるのか教えてください。

それと、要旨4に関して、バリアフリーに対する課題があるとのことですが、現在の対応状況と大規模改修工事におけるバリアフリー化の内容について伺います。

要旨5について、大規模改修工事における県央みずほ斎場の運営上の影響があるのか伺います。

件名2について、要旨1ですが、モニタリングの結果を見ますと、令和3年度より、それ以降点数が下がっていますが、この要因は何でしょうか。

要旨2について、指定管理者の選定方法を伺います。

以上で再質問を終わります。

芝 崙和好議長 総務課長。

鈴木浩一総務課長 初めに、件名１、要旨２の再質問についてお答えいたします。

火葬炉設備修繕は、設置業者による保守点検結果を基に修繕計画を作成し、実施するもので、今年度は7,722万円を計上しております。今後５年間の主な修繕内容は、火葬炉内で棺を載せる台車ブロックの交換や火葬炉バーナー等の燃焼機器等の交換等でございます。また、金額は令和８年度は約1,400万円、９年度は約2,100万円、10年度は約3,100万円、11年度は約1,200万円、12年度は約3,400万円で、５年間の総額は約１億1,200万円を見込んでおります。

次に、件名１、要旨４の再質問についてお答えいたします。車椅子使用者から待合や式場控室にある和室を利用したいとの要望があった際には、入り口に高さ25センチの段差があることから、親族等のサポートが必要となりますが、畳の上にカーペット等を敷いて会食等ができるように対応しております。

続きまして、大規模改修工事におけるバリアフリー化についてでございますが、令和３年３月に完了した県央みずほ斎場大規模改修基本設計におけるバリアフリー化を具体的に説明させていただきます。まず、１つ目として、和室の待合２室を洋室化し、入り口の段差をなくします。２つ目として、式場控室２室にスロープ等を設置し、段差を解消します。３つ目として、ベビーチェアの設置やオストメイト対応等のユニバーサルデザインを取り入れたトイレの改修を行うなど３つのバリアフリー化を検討しております。

次に、件名１、要旨５の再質問についてお答えいたします。大規模改修の主な工事内容は、外壁改修、屋上防水、空調設備等の改修で、施工は広範囲に及びますが、火葬利用については影響を最小限にすることを優先した改修工程を考えております。

一方で、空調設備の改修工程においては、施工時期にもよりますが、式場の利用を一定期間制限する必要が生じると考えております。

次に、件名２、要旨１の再質問についてお答えいたします。令和３年度の合計点数は187点、令和４年度から６年度は184点でございます。この点数が下がっている要因ということですが、評価が上がっている項目と下がっている項目がございます。

まず、評価が上がっている項目は、資料２の一番下でございます管理運営の効率化の部分でございます。こちらは、指定管理者である県央みずほ斎苑管理グループの代表企業であるイーグリス・グループ有限責任事業組合では、群馬県の館林市斎場でも指定管理として業務を行っており、勤務人員に欠員が生じた際、他の斎場の人員を充てるなど組織的な運営がなされていることなどを評価いたしました。

一方の評価が下がっている項目は、設備、備品等の管理の取扱説明書、情報管理、植栽管理の花壇管理及び清掃業務を「やや優れている」から「良好」にしております。要因といたしましては、設備、備品等の管理の取扱説明書では、指定期間が長期となり業務の熟知により使用頻度が低くなったこと、情報管理では個人情報など施錠して管理しているものの、これが特別な対応ではないこ

と、植栽管理の花壇管理の項目では除草作業など頻繁に行っているものの、春から夏にかけて雑草が成長しやすく、状態の維持が難しいことなどからの評価でございます。清掃業務の項目については、施設の老朽化が目立つようになったことが要因でございます。

次に、件名２、要旨２の再質問についてお答えいたします。指定管理者の候補者の選定に当たっては、県央みずほ斎場指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、指定管理者選定委員会による書類審査の後、申請者によるプレゼンテーションを実施し、その後、同委員会で最終評価を行い、選定基準に最も適合する申請者を指定管理者の候補者として選定します。候補者の選定後は、11月議会定例会にて公の施設の指定管理者の指定について提案することとしており、可決いただきましたら選定の結果を組合ホームページ等で公表する予定です。

以上でございます。

芝寄和好議長 浦田充議員。

13番 浦田 充議員 ２点ほど再々質問させていただきます。

件名１の要旨４に関してです。大規模改修工事におけるバリアフリー化を検討する際に、身体に障がいのある方からの意見の聞き取りなどを考えているのか教えてください。

それと、件名２、要旨２について、指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会で行うとのことですが、その委員の構成員を教えてください。

以上です。

芝寄和好議長 総務課長。

鈴木浩一総務課長 初めに、件名１、要旨４の再々質問についてお答えいたします。

現在の改修計画は、バリアフリーに配慮したものとなっておりますが、斎場待合ロビー付近に設置した利用者アンケートボックス等で意見が寄せられた場合は、対応について検討してまいります。

次に、件名２、要旨２の再々質問についてお答えいたします。県央みずほ斎場指定管理者選定委員会設置要綱に基づく指定管理者選定委員会の組織は、委員長に参事、委員に消防本部消防長、消防本部次長、消防本部副参事、事務局長及び事務局総務課長の６名ですが、今回委員長である参事は事務局長を兼務しておりますので、５名で組織されています。

以上でございます。

芝寄和好議長 以上で13番、浦田充議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第１６号の質疑、討論、採決

芝寄和好議長 日程第７、議案第16号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第16号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第8、議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第9、議案第18号 工事請負契約の締結について（桶川西分署庁舎建設工事「建築」）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第18号 工事請負契約の締結について（桶川西分署庁舎建設工事「建築」）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号の質疑、討論、採決

芝 崙和好議長 日程第10、議案第19号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝 崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝 崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝 崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第19号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝 崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号の質疑、討論、採決

芝 崙和好議長 日程第11、議案第20号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝 崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第20号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

芝崙和好議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 令和7年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集いただき、各議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご決定を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

これから一層暑さの厳しい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

芝崙和好議長 以上をもって、令和7年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時51分)

議 長 芝 寄 和 好

署 名 議 員 須 山 陽 一 朗

署 名 議 員 島 野 和 夫

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覧 表

令和 7 年 7 月 定例会 議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1 6	埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 6	7 月 2 9 日	原案可決
1 7	埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	1 7	7 月 2 9 日	原案可決
1 8	工事請負契約の締結について(桶川西分署庁舎建設工事「建築」)	1 8	7 月 2 9 日	原案可決
1 9	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	1 9	7 月 2 9 日	原案可決
2 0	令和 7 年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第 2 号)	2 0	7 月 2 9 日	原案可決